

川崎市教育委員会規則第3号

川崎市教育機関事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月18日

川崎市教育委員会

教育長 小 田 嶋 満

川崎市教育機関事務分掌規則の一部を改正する規則

川崎市教育機関事務分掌規則（平成3年川崎市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第4条の表図書館の項中第8号を第9号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

（4）高津図書館橘分館における図書の選定及び除籍に関すること（高津図書館に限る。）

第4条の表図書館の項に次の1号を加える。

（10）高津図書館橘分館に係る指定管理者に関すること（指定管理者の業務の実施状況の監視に関することに限る。）（高津図書館に限る。）。

別表中原市民館の項、高津市民館の項、高津市民館橘分館の項及び高津図書館橘分館の項を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。